

## 宿 泊 約 款

《 花 園 会 館 》

### (適用範囲)

#### 第 1 条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

#### 第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
  - (4) その他ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

#### 第 3 条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超える時は 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

#### 第 4 条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (宿泊契約締結の拒否)

#### 第 5 条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第7条の規定する場合に該当するとき。

#### 宿泊拒否の事由

法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、宿泊しようとする者又は宿泊している者が次の各号のいずれかに該当する者であるときその他正当な理由のあるときとする。

- (1) 泥酔者その他宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 宿泊中放歌、けん騒、歌舞、音曲等で宿泊客に迷惑を及ぼす言動のある者
- (3) 明らかに支払能力のないと認められる者
- (4) 挙動不審と認められる者

- (10) 宿泊しようとする者が未成年者であるとき。ただし、宿泊しようとする者が15歳以上（ただし中学生以下を除く。）であり、以下の区分に応じて保護者の同伴もしくは保護者の許可を得ている場合には、この限りではありません。

18歳又は19歳（ただし高校生以下を除く。）・・・保護者の許可

15歳から17歳（ただし中学生以下を除く。）・・・保護者の同伴

### (宿泊客の契約解除権)

#### 第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当ホテルの契約解除権)

#### 第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第7条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### (宿泊の登録)

#### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行

おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

### (客室の使用時間)

#### 第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過2時間まで（正午まで）は、2,000円（消費税別）
  - (2) 超過2時間以上は、基本宿泊料金の100%
3. 前項の基本宿泊料金とは別表1の基本宿泊料をいう。

### (利用規則の遵守)

#### 第10条

宿泊客は、当ホテル内においては当ホテルが定めてホテル内に掲示あるいは備え付けした利用規則に従っていただきます。

### (営業時間)

#### 第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスガイド等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
    - イ. 門限 24:00
    - ロ. フロントサービス 24時間
  - (2) 飲食等（施設）サービス時間
    - イ. 朝食 07:00～09:00
    - ロ. 昼食・夕食・その他の飲食等 11:00～22:00（ラストオーダー21:00）
  - (3) 附帯サービス施設時間
    - イ. 売店 07:30～20:30
    - ロ. 大浴場 16:00～25:00、06:00～09:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### (料金の支払い)

#### 第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### (当ホテルの責任)

#### 第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは消防機関から「適マーク（金）」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

#### 第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件によ

る他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

##### 第 15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を弁償します。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

##### 第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

##### 第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊客の責任)

##### 第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項、第9条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料+飲食料））
	追加料金	② 追加飲食料（①に含まれるものを除く） ③ その他利用料金
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税

## 備考

- 基本宿泊料金は、フロントと客室に提示する料金表になります。
- 当ホテルでは子供も大人料金と同一になりますが、寝具及び食事を提供しない幼児（小学生未満）については、料金をいたしません。ただし、季節・宿泊プランにより子供料金・幼児料金を設定することがあります。この場合適当な方法をもってお知らせします。なお、子供料金は小学生以下に適用いたします。
- 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。
- 宿泊税はホテルが宿泊以外の目的で客室の使用を認め、かつ、宿泊者がこれに基づき使用した場合は課税されません。
- 宿泊税の詳細につきましては、京都市宿泊税条例に基づいて課税されます。

別表第2 違約金（取消料率）（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
1～14名	100%	100%	50%	30%	30%	-	-	-	-	-	-	-
15～30名	100%	100%	50%	30%	30%	30%	-	-	-	-	-	-
31～100名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%	-	-
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

## 注意

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、取消料率（別表第2）に基づく違約金がかかります。
- 連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合、それぞれの取消した宿泊日ごとに、取消料率（別表第2）に基づく違約金がかかります。
- 予約人数が15名以上の一部取消は、宿泊日の10日以上前（9日前以降の申込みの場合は申込み日）で、かつ宿泊人数の10%未満の人数（端数が出た場合は切り上げ）の取消しであれば、違約金をいたしません。それ以外の場合は、取消料率（別表第2）に基づく違約金がかかります。

## 防災のご案内

この度は、花園会館にご宿泊いただき誠にありがとうございます。

当ホテルは、万一の火災や地震に対して防火設備を完備し、定期的な防災訓練による職員の教育を徹底し、お越しいただいたお客様の安全確保に、万全を期しております。

以下、当ホテルの防災設備をご案内申し上げます。

### 防災設備

1. 煙感知器・熱感知器…… 各客室を含め、全館で206個設置いたしております。
2. 消火栓（ホース30m）…… 全館で14箇所を設置いたしております。
3. 消火器…… 全館で26個設置いたしております。
4. 非常用灯…… 全室内、廊下及び防煙非常階段等に設置され、万一停電の場合も点灯します。
5. 非常ベル、非常放送設備等完備いたしております。
6. 各客室、廊下はそれぞれ防火壁及び防火扉で仕切られており、一つ一つが防火区画となっております。
7. 絨毯、カーテン、壁面、天井クロスは防災加工を施したものを使用いたしております。

### 火災発生の場合は

1. ダイヤル9を押下しフロントにご連絡ください。電話機は、客室及び各階エレベーターホール（1階を除く）に設置いたしております。
2. 非常ベル、非常放送等で状況により各階毎、または全館一斉にお知らせいたします。係員の案内等により、各階の両端に設置の避難階段でご避難ください。
3. 煙を吸わないよう、口と鼻に濡れタオルをあて、壁に沿って低い姿勢で非常口へ避難してください。
4. 客室から避難する場合は、延焼防止のため必ず扉をお閉めください。
5. エレベーターのご使用は危険ですのでおやめください。

### お願い

1. お休み前には、客室入口ドア内側の案内図で、客室の位置と非常口の位置、及び懐中電灯（洋室：ナイトテーブル内側、和室：入口靴箱上）をご確認ください。
2. 当ホテルは、全室禁煙であり、ベッドの上など火災の原因となりやすい場所では、絶対に喫煙なさらないでください。喫煙されるお客様は、ホテル内に設けております喫煙スペースをご利用ください。客室内での喫煙及び煙草、吸殻、灰があった場合、損害補償料金（客室売り止め費用等）をご請求させていただきます。
3. 電気スタンドの傘に物をかけて乾かしますと、火災の原因になり、大変危険ですのでおやめください。
4. 炊事用火器は、ご使用なさらないでください。
5. アイロンをご使用の際は、正しく安全にお使いください。使用後は、必ず電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いてください。
6. シャワーをご利用の際は、浴室のドアは必ず閉めてご使用ください。火災警報器が作動する場合がございます。

## 花園会館利用規則

当ホテルではお客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則を遵守いただけない場合は、宿泊約款第 7 条により宿泊またはホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ、責任をお取りいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 廊下及び客室内では暖房用、炊事用の火器を持ち込みご利用なさないでください。
2. 当ホテルは、全室禁煙であり、ベッドの上など火災の原因となりやすい場所では、絶対に喫煙なさないでください。
3. その他火災の原因となるような行為をなさないでください。
4. 客室内での喫煙及び煙草、吸殻、灰があった場合、損害補償料金（客室売り止め費用等）をご請求させていただきます。

### 保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中客室から出られる際は施錠をご確認ください。
2. ご滞在中やご就寝の際はドアの内鍵をお掛けください。
3. 来訪者があった際は不用意に開扉なさらずご確認ください。万一不審者と思われる場合は直ちにフロント（ダイヤル 9）にご連絡ください。
4. ご訪問客と客室内でのご面会にご遠慮ください。
5. 客室の鍵（カードキー）は、当ホテルをご出発（チェックアウト）の際、必ずフロントへご返却ください。鍵（カードキー）を紛失等によりご返却のない場合は、再作成費用として 3,000 円の実費をご請求させていただきます。

### 貴重品、お預かり品のお取り扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品はフロントにお預けくださるようお願いいたします。左記手続きをお取りにならずに、現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償いたしかねる場合もございますのでご承知ください。
2. お忘れ物、遺失物の処理は法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。

### お支払いについて

1. ホテル内のレストランをご署名でご利用になる場合は必ず客室の鍵又は宿泊カードをご提示ください。
2. 都合により到着時にお預かり金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。
3. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いには応じかねますのでご了承ください。
4. 料金は 3 日毎にお支払いください。3 日以内でも当ホテルから請求があった場合にはお支払いください。
5. ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでの料金をお支払いください。
6. クレジットカード、電子マネーでのお支払いも可能です。

## おやめいただきたい行為

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になる物をお持ち込みになること。
  - ① 動物、鳥類、その他の動物。但し、盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬は除く。
  - ② 火薬や揮発油など発火性または引火性のもの。
  - ③ 悪臭を発する物。
  - ④ 著しく多量な物品。
  - ⑤ その他法令により所持を禁じられているもの。
2. ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為や高声、放歌、ラジオやテレビの高音など他のお客様の迷惑になるような言動をなさること。（宿泊約款第 5 条及び京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第 7 条の規定に反する行為）
3. 当ホテルの許可なく広告物の配布や物品の販売行為をなさること。又客室を宿泊以外の目的にご使用になること。ただし、当ホテルが許可したものについては、この限りではありません。
4. ホテル内の設備、備品を所定の場所以外に移動させたり、用途外にご使用になること。
5. ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさること。
6. ホテルの外観を損なうような物品を窓際に陳列なさること。
7. 窓から物品をお投げになること。
8. ホテル外から飲食物の出前をお取りになること。
9. ゆかた、スリッパ等でホテル以外の場所に外出されること。



**ご宿泊料金 (税込) ROOM RATES (incl. tax) / 全室禁煙 non smoking**

客室タイプ Type of Room	利用人数 Number of Guests	室料(お1人様当り) Per Person	設備 Facilities
洋室シングルルーム Single Room	1	8,250 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
洋室ツインルーム Twin Room	2	8,250 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
	1	10,450 円	
洋室ツイン (バリアフリールーム) Twin Room (Handicap Accessible)	2	8,250 円	バス・トイレ付 shower and toilet included
	1	10,450 円	
和室 Japanese style Room	4	6,600 円	バス無し・トイレ付 toilet only (2 available with shower)
	3	7,700 円	
	2	8,250 円	
	1	10,450 円	

※料金につきましては特定日等により、変更させていただく場合もございます。

詳しくは、フロントへご確認ください。

※当ホテルは、全室禁煙です。喫煙されるお客様は、館内に設けております喫煙スペースをご利用ください。

- 洋室…バス・トイレ付
- 和室…バス無し・トイレ付 (一部バス付)
- 和室の布団敷きは、お客様でお願いします。

**お食事料金 (税込) MEALS (incl. tax)**

夕食 Dinner	会席 (Japanese Set Course Kaiseki)	5,500 円～
	ミニ会席 (Japanese Set Meal)	3,300 円
	精進 (Japanese Shojin)	3,300 円～
朝食 Breakfast	和朝食 (Japanese Breakfast)	1,430 円
	朝粥 (Morning Gruel - Rice Porridge)	1,650 円

※宿泊のお客様の朝食は、予約制でございます。

※ルームサービスは、ございません。

※お正月 (1月1日～1月3日) の朝食は、2,200 円 (税込) となります。